

山形県視覚障がい者歩行訓練事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、視覚障がい者に対して歩行訓練士を派遣し、歩行のために必要な訓練、助言、指導等（以下「歩行訓練」という。）を行うことにより、視覚障がい者の社会的自立の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、山形県（以下「県」という。）とする。

2 県は、本事業を、山形県身体障害者福祉協会に委託して実施する。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）山形県内に居住する者

（2）身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者又は難病等による視覚障がいがある者

（3）歩行訓練に意欲があり、かつ、その効果が期待できる者

（事業の内容）

第4条 この事業は、対象者が日常生活圏（自宅（対象者が現に居住する場所）や通勤、通学、通院、買い物等を行う近隣地域）において単独歩行ができるよう、歩行訓練士による白杖を使用した歩行や信号交差点の横断、階段の昇降、公共交通機関の利用方法等の訓練を行い、歩行技術の習得を目指す。

（実施方法）

第5条 歩行訓練は、対象者の自宅及び日常生活圏において行うものとする。

2 歩行訓練士は、歩行訓練の実施に当たり、訓練指導計画を策定するとともに、歩行訓練の指導内容等を記録しておくものとする。

3 歩行訓練の実施期間は、原則として1年とし、対象者1人につき1回当たり2時間程度とする。また、訓練の状況に応じて複数回の実施を可能とする。

（歩行訓練の申請）

第6条 歩行訓練を受けようとする者又はその家族等は、山形県視覚障がい者歩

行訓練事業申込書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、山形県視覚障がい者情報センター所長に申し込なければならない。

（費用負担）

第 7 条 訓練にかかる費用は原則無料とする。ただし、訓練中に生じる公共交通機関の運賃や施設利用料等の経費は、対象者と歩行訓練士も含め、対象者が負担するものとする。

（個人情報の保護）

第 8 条 個人情報の取り扱いについては、「山形県個人情報保護条例」及び「社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会個人情報保護規程」に基づき、本事業の目的の範囲内において適切に利用・管理するものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 8 年 10 月 30 日から施行する。

(様式第 1 号)

山形県視覚障がい者歩行訓練事業申込書

山形県視覚障がい者情報センター所長 殿

山形県視覚障がい者歩行訓練事業について、次のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

フリガナ 氏 名		男 女	生年月日 年 月 日 (才)
住 所	電話番号：		
身体障害者 手帳	第 号 種 級		
健 康 状 態			
家 族 状 況			
活 動 状 況	(日常生活はどのようにされているのか、具体的にお願いします。)		
希 望 す る 訓 練 内 容	(訓練を希望する場所など、できるだけ具体的にお願いします。)		
希 望 時 期	月 日 AM・PM 時 分 ～ 時 分		